

Title	企業連合及び企業合同の競争者に及ぼす影響
Sub Title	
Author	気賀, 勘重
Publisher	三田学会
Publication year	1911
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.5, No.1 (1911. 1) ,p.1- 13
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19110115-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

廣告主へ御注の節は三田學會雜誌廣告に依る御附記を望む

社會の指針 最近經濟問題叢書 產業の秘鍵

東京帝國大學教授
法學博士 栗津清亮先生著

第十壹編

國保論

新刊出來

假綴版全一册

定價 金貳圓

送料 金拾貳錢

現今の我邦生命財産を保維する上に於て保險なる機關なきにあらずと雖も、其の信用の果して確實なるや否や、其の資力の果して無限なるや否やは遺憾ながら猶理想に遠きを斷言するに憚らず。著者茲に見るあり、況く泰西諸國の該制度を比較し、我邦現下の情勢に照らして此著ある所以なり。生命財産を尊重するものは本書を讀まざる可からず。國運の隆昌を希ふものは本書を讀まざる可からず。

發兌元

東京市京橋區南鍋町一の二
振替貯金口座東京八五三番

隆文館

三田學會雜誌 第五卷第一號

論說

企業聯合及び企業合同の競争者に及ぼす影響

氣賀勘重

(一)

企業家の獨占的結合即ち所謂企業聯合及び企業合同は加盟企業家をして多大の利益を得せしむるものあり。殆ど随意に其生産物の供給を左右し得るの結果代價を引上げて其利潤の増加を謀り得可く、需要の消長に應ずる生産の伸縮を爲して其生産物の市價の激變を防ぎ自家の經濟的存立を安全にするを得可く、内一般の労働者に對し、外、所要原料の供給者に對して契約締結上大に其地位權力を高めるを得可し。勿論之が爲に加盟企業家は企業經營上の獨立の一部若しくは全

企業聯合及び企業合同の競争者に及ぼす影響

2 部を失ふ可く、従て企業經營に對する自家責任の觀念も亦大に薄らぐに至る等、幾多の犠牲を供せざるを得ずと雖も、此等の犠牲は之に依りて生ずる利益に比すれば一般に甚だ尠少なるの實あり。又其所謂犠牲中に於ても獨立の範圍減少の一事を除けば自家責任の減少は加盟企業家の爲に一部の負擔を軽減するの利益ありと云ふを得ざるに非ず。要するに斯る多大の利益あればこそ加盟企業家は或は進んで斯る結合を組織し或は之に加盟するに至らなれ。

然れども聯合又は合同の外に立てる獨立の同業者即ち所謂組合員外者より觀れば此種の資本的獨占の組織は概して甚だしき苦痛の原因とならざるを得ず。企業聯合又は企業合同にして此種の組合員外者の存續を認容し、之に壓迫を加へざるに於ては、其組合員外者は獨り加盟企業家の提供すべき犠牲を免れて、然かも代價騰貴其他の利益をば加盟者と等しく之を享受し得べきが故に、斯る組織の成立は頗る之を歡迎するなる可しと雖も、凡て獨占の利益を目的とせる此種組織の常として、可及的全體の同業者を其組織の下に一括し盡し、可及的其競争者を絶滅せんとするは自然の勢と云ふ可きものあり。蓋し、競争者の全滅は獨占的利益確

保の要件にして、現に歐米に於ける過去の實例に徴するも同業者の七八割以上を結合するに非ざれば、此種結合の實益を擧ぐる能はざるは争ふ可らざるの事實なればなり。故に、此種の組織計畫に際しては一般に全部同業者を網羅するに努め、之を網羅するを得ざる者若しくは網羅せらるゝを欲せざる者に對しては多少の壓迫を加へて、或は之を網羅し、或は之を絶滅せんとするを常とす。

(二)

今熟々企業聯合及び企業合同が組合員外者に對する此種壓迫の手段として採用する所を觀るに、主として左の三種の外に出でざるものゝ如し。

3 第一、激烈なる競争、は獨占的團體が其雄大なる資本的勢力を利用して組合員外者に壓迫を加ふる最も單純なる手段なり。勿論此競争に際しては企業聯合も將た又、企業合同も著しく其代價を引下げざる可らざるとあり。従て一時は此種の結合組織の目的と正反對の行動に出でざるを得ずと雖も、斯る競争に於て先づ屈する者は資力薄弱なる組合員外者ならざるを得ず。薄弱なる組合員外者先づ屈して、或は加盟を乞ふか、若しくは倒産するに至れば、企業聯合及び企業合同は

4 此に充分に代價を引上げて曩日の損害を補償し得べく、他日新に發生する競争者に對しても亦更に充分の競争能力を養成するを得べし。故に企業聯合及び企業合同が競争者朴滅の爲に斯る手段を利用する場合に於ては、一時の間其競争の激烈なると實に世人の想像以外に馳する場合甚だ尠からず。先年米國に於て鐵道會社間に競争の發生するや、競争會社互に運賃率を低減して顧客の吸收に努めたるの結果、幾多の貨物の運輸は殆ど無賃と爲りたるのみならず、貨物に依りては運賃全免の外に尙ほ幾多の利益を附與せらるゝに至れるの事實あり。又先年、スタンダード石油會社が印度に於て其競争者を倒さんと企つるや、同社は單に運賃にも及ばざるの低價を以て其石油を販賣したることあり。又獨逸の澱粉業聯合の如きも多年此手段に訴へて新設の企業を壓倒し、以て其獨占權を確保せりと云ふ。要するに、有力なる企業の聯合及び合同に取りては此手段は既存の競争者を壓倒し、新設企業の勃興を威嚇抑制する屈強の手段たるを失はざるなり。

第二、買收、然れど、企業聯合及び企業合同は時として組合外の企業を買收するの舉に出づることあり。新興の競争企業に對しては殊に多く此手段の適用せ

らるゝあるを見る。即ち我國に於ては數年前製糖聯合の嘗て之を試みたるあり。獨逸に於ては製糖聯合、炭酸聯合、加里聯合、其他幾多の企業聯合の此手段を實行し、中には新企業の發生に對して速に之を買收せんが爲に豫め共同の買收資金を積立つるものも亦決して少しとせず。殊に軌近の組織鞏固なる企業聯合に至りては新競争業の勃興を防ぎ、組合員外者を壓伏せんが爲に益々巨額の競争資金及び買收資金を積立つるの風あり。更に進んで企業合同に至りては、此買收は當初より合同實行の主要手段とする所にして、其成立後に於ても、競争同業者に對して常に此手段を利用するは復た多言を要せざるなり。

第三、取引先と締結する排外的契約、併し企業聯合及び企業合同が組合員外者を強制して其組織に加入せしむるに用ゆる最も普通なる主要手段は組合が其生産物又は原料の取引先と締結する排外的契約なる可し。此契約は通例企業聯合又は企業合同が其生産物件の直接購買者、即ち卸賣商人又は精製業者に對し、當該企業聯合の組合員又は當該企業合同よりするの外決して他の同業者即ち組合員外者より購入するとなかる可き旨を約せしむるものなるも、企業聯合及び企業

6 合同は又時としては、組合員の所要原料供給者に對して之と同様の規約を結び組合員外者に其原料を供給することなからしめんとすることあり。將た或は相互相依頼するの地位に立てる企業聯合間即ち例令ば原料製造組合と其加工を事とする企業聯合との間の如き場合に於ても、其相互の間に同様の契約を締結することあり。或は縦令ひ取引先に對して組合員外者に對する取引を絶對的に禁止せざるも、取引上組合員に對する代價と組合員外者に對する代價の間に差別を設け、組合員との取別に特別の低廉なる供給代價又は特に高價なる買入直段を承諾せしむることあり。獨逸の骸炭聯合が銑鐵製造聯合の組合員に限り骸炭を供給すべき旨を約し、又鋼鐵製造聯合が獨り鐵條聯合の組合員にのみ其製品を賣渡すべき旨を約せるは即ち絶對的排外契約の實例にして、我紡績聯合が郵船會社と特約を結び、組合員の輸入原棉に對してのみ特定の運賃を課するが如き、將た米國幾多の企業合同が當該合同とのみ取引するの約を肯せざる其取引先に對し特に高率の代價を要求するが如きは何れも組合員の爲めに特定の代價を約せしむる排外的契約の通例なり。何れにもせよ、此種の排外的契約は企業聯合及び企業合同が

其雄大なる資力に依り其巨大なる供給力又は需要力を利用して其取引先を誘致し同意せしむるものに外ならず。從て聯合又は合同せざる大々の企業又は獨占的企業の場合にも往々見る所の事實なれども、兎に角一方に於ては其取引先即ち購買者及び原料供給者の上に多大の影響を及ぼすものあると共に、又一方に於ては該契約締結の主眼とせる組合員外者に對して重大の影響を及ぼすものなきを得ず。蓋し、世間大部分の原料供給者及び製品購買者を驅りて獨り一定の企業聯合加盟員若しくは企業合同とのみ取引せしむるの事實は組合員外者をして往々多大の損害を蒙らしめ、場合に依りては全然其製品の販路又は原料購入の途を失ひて倒産するの外なからしむるものなればなり。要するに優勢なる企業聯合又は企業合同の此策は組合員外者に取りては非常なる強壓手段と云ふ可く、此手段一度採用せられんか組合員外者は多くは倒産か、若しくは非常の不利なる條件をも忍びて當該聯合又は合同の下に降服加盟するの外なきに至るの常なり。

(三)

7 企業聯合及び企業合同の組合員外者に對する此等三種の常用的高壓手段に就

8
ては由來兎角の非難なきに非ず。就中、第三の手段に關しては組合員外者の利益保護の爲め、將た又、一般の購買者及び原料供給者の利益の爲に政府の干渉を必要とするの論者亦甚だ少からず。國に依りては或は善良の風俗に反するの施設として法律上此種の契約を否認し、或は特に法律を設けて之を制限せる場合すら之を認めざるに非ず。然りと雖も、經濟上の見地よりすれば此種の強壓的手段は敢て強ち一概に之を否認し得可きものに非ず。殊に激烈なる競争及び競争企業の買收の如きは決して企業聯合又は企業合同に限れるの手段と云ふを得ず。競争同業者間に普通に行はるゝの手段にして、其適用の獨占の目的に出づると否とは必ずしも明確に之を區別するを得ざるものに屬せり。故に當今の企業制度を根本的に改革せざる限り之が制止は到底行はる可きに非ざるなり。唯々排外的契約の一事は企業聯合又は企業合同と爾餘の同業者の間に差別を設けしむるものにして、一見頗る不公平不正當の處置たるの觀なきに非ず。從て、世間の獨占的企業團體に對する批難の主として此處置に對するものなるの狀あるも亦宜ならずとせずと雖も、併し、多數の同業者が聯合又は合同を組織して生産と需要の調和を

謀り、相當の代價を確保せんとするに當り、己れ獨り其同盟に加入するを肯せざる、所謂組合員外者の態度を觀れば、同盟外に立ちて其犠牲を免れつゝ、然かも、代價其他の點に於て同盟の利益に均霑し、若しくは其利益の大部分を奪はんとする者尠からず。又實際上組合員外者は正に斯る利益を享得し得るの實あり。而して斯る組合員外者の多數の存在は實に聯合又は合同せる企業家の利益を害するのみならず、聯合又は合同其物の存在をも危からしむるものたるなり。果して然らば、企業聯合又は企業合同が斯る迫害に對して自衛の策を探り、特別の犠牲を提供せる加盟者の爲に特別の利益を確保するは強ち不當視するを得ざる可し。

其他、此種の排外的契約は通例、企業聯合及び企業合同が其取引先に對して強て要求する所に係るの常なるを以て、世人は往々説を爲して曰く、企業家の獨占的團體の此強壓に對して國家は須らく其取引先を保護せざる可らず。國家にして適當の保護制裁を加ふることなからんか、當該企業聯合又は企業合同の外に其生産原料全部を賣却するを得ざる原料供給者並に當該聯合又は合同に便らざれば其所要額の全部を購入するを得ざる購買者は從來の取引先を捨て、獨り其企業

10 聯合又は企業合同とのみ取引するの、外無きに至る可し。果して然らば斯る契約は餘りに取引の自由を束縛するものと云はざるを得ずと。然れど、取引上相互依頼の關係を有せる需要者並に供給者が互に一手賣買の契約を締結するは決して企業聯合及び企業合同の此排外的契約に限れるに非ず。需要者及び供給者相互妥協して其間に平和の關係を維持し、相互の營業の安全を謀る場合には常に締結するの契約に屬せり。斯る契約によりて取引者雙方の關係を確立し、殆ど無政府的無組織的なる當今の交易關係の上に組織的秩序的關係を設定するの一事は勿論國民經濟の組織上に於ける一大變革にして、此變革の傾向が經濟界の進連の上に如何なる結果を生ずるやは其傾向の尙ほ發達の初期に屬せるの今日、未だ卒に之を逆睹す可らずと雖も、經濟界一部の方面に表れたる其結果に徴すれば亦必ずしも其禁止を必要とするが如き不利益のものゝみに非ざるが如し。例令ば勞銀協約を主眼とせる企業家の團體と勞働組合との間に於ける排外的契約の如きは、其一例なり。此契約に依り企業家は獨り對手勞働組合の組合員のみを雇傭するとを約せると共に、勞働組合の組合員は協約賃銀を承諾せる企業家に對しての

み雇傭に應ずることゝせしが、其結果は勞働者の爲にも將た又企業家の爲にも頗る有利なるものありしは、從來幾多の勞銀協約の示せる所たるなり。企業聯合及び企業合同の採用せる排外契約は亦正に此種の契約に外ならずとせば、吾人は今日未だ濫に之を排斥するを得ざるなり。

(四)

併し、此の種の手段の正否は兎に角、組合員外者に及ぼす影響より觀れば、其結果は頗る重大なるものあり。薄弱なる企業家は到底之に堪ゆる能はずして或は倒れ或は降服するに至るは復た論ずるを要せざるなり。是に於てか殘存する者は大資本を擁せる加盟大企業家のみと爲り、資本及び所得の集中的傾向益々進みて當該産業の全部は少數資本家の獨占左右する所となるに至らざるを得ず。企業聯合及び企業合同に對する識者の批難は實に此結果に在りて、敢て其手段の正否に非ざるなり。「フリードリッソフ」氏嘗て此結果を序して曰く、企業聯合の形成は三個の方面より小企業家を威壓するの實あり。第一に企業聯合は新企業の發生を妨害して交易場裡に危険なる一要塞を築き、第二に既存の小企業を併呑

せんと盡力すると遂に自由競争の場合に於ける大企業の上に出で、第三には合同の勢を助成して年々歳々合同的大企業の増加を致さしむ云々と、(Erdichowitz, "Kartelle," Zeitsch. f. d. ges. Staatswissenschaft, Bd. LI. S. 647 ff.)。蓋し争ふ可らざるの事實にして、米國に於ける企業合同が年々歳々幾多の獨立なる企業家を驅り、合同企業の役員、代理店、又は取次商人たるに至らしめたるの事實は米國産業委員會の調査會場に幾多の證人の等しく證言する所に屬し、熱心なる企業合同の贊成者すら全く之を否認するを得ざる所なり (Report of Industrial Commission, vol. I, p. 34 ff.)。

(五)

然りと雖も、企業聯合及び企業合同の此壓迫が果して一切の組合員外者を扑滅し終るを得るや否やは今尙ほ疑問たらざるを得ず。バウムガルテン及びメスレーニの兩氏は此點に關して事實調査の結果を述べて曰く、經濟的發達の大勢隆運に向へるの邦國に於ては強盛なる企業聯合又は企業合同も到底組合員外者の發生及び存在を根絶し得るものに非ず。逐次増加する需要は常に競争者の發生を促し、其存立を維持するに足るものあり。之に反して經濟界沈衰の狀態に在る邦

於ては斯る壓迫の弊害は寧ろ之を現せず。企業の聯合又は合同は需要減退に應じ、同業者協同して其衰運を支へんとするの手段にして、組合員外者壓迫の實を見ること少なしと、(Baumgarten und Mesziény; Kartelle und Trusts, S. 201 ff.)。要するに從來の事實に徴すれば、組合員外者に対する壓迫は少數の場合を除くの外一般に世人の像想するが如く、極端に馳するに至らざるもの、如く、企業聯合又は企業合同の獨占的權力の濫用少しく甚しきに至れば多少の競争の其傍に發生して其横暴を抑制するの狀あり。殊に企業聯合の場合に於ては動もすれば組合員中に契約違反者を發生するを免れざるが故に、前述の三手段の適用も兎角極端に馳するを得ざるもの、如し。多數の産業上に於て企業聯合及び企業合同が絶對的の獨占權を掌握するに至るは未だ容易に之を期待す可らずと雖も、組合員外者の競争が資本的獨占權の濫用に對する主要の抑制手段たる以上、如上の三手段の組合員外者に及ぼす實際の結果如何は將來の經世家の一日も注意を怠る可らざる所なりと云ふ可し。